



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

高齢者に対する次々販売について消費者契約法による過量販売に該当するとして取消しを認めた事例

70歳代の高齢者に次々販売により宝飾品を少なくとも32回にわたり4000万円以上販売したケースについて、消費者の判断能力の低下は認められるものの、自由に判断する能力は失われておらず、資産があり支払いを延滞したこともないなどの理由により公序良俗違反や不法行為責任については否定したが、最後の3件の取引については、改正消費者契約法施行後の取引であることから消費者契約法4条4項の過量販売に当たるとして取消しを認めた事例。(東京地裁令和2年6月30日判決、LEX/DB掲載)

当事者

原告：X(消費者)
 被告：Y(宝飾品販売業者)
 関係者A：Xの保佐人の弁護士
 C：Xの弟で、Aとともに保佐人となった者
 D：Yの店長

事案の概要

本件は、2018年に保佐開始の審判を受けた1940年代生まれのXが、宝石等の販売を業とするYに対し、Yが、判断能力が低下し年金収入しかないXに過量の宝飾品を2014年から2018年まで長期間にわたり販売したとして、取引全体が公序良俗に反し無効であり、また、同販売が不法行為を構成するなど主張し、不当利得返還請求権および不法行為による損害賠償請求権に基づき、約5500万円およびこれに対する請求の日の翌日から支払い済みまで民法所定の年5分(平成29年法律第44号による改正前の民法)の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。さらに、これと選択的に、一部の取引については、特定商取引法9条によりクーリング・オフをした旨主張して、不当利得返還請求権に基づき、約130万円および前同様の遅延損害金の支払いを求めた。さらに、平成28年法律第61号による改正後の消費者契約法4条4項

により、同法の施行日以後に締結した取引について、同法に基づく過量販売に該当するとして取り消した旨を主張して、不当利得返還請求権に基づき、約180万円および前同様の遅延損害金の支払いを求めた事案である。事実の概要は次のとおりである。

Xは、高校卒業後に金融機関に就職、自宅を購入し、2003年に勤務先を定年退職した。Xは、退職時には退職金を受け取り、本件取引当時には自宅の住宅ローンの支払いを終えていた。Xは、2014年当時は、厚生年金と企業年金の年金収入が合計で約500万円あり、同居していた母親(当時、90歳代)も年金を受給していた。Xは、2014年から証券会社の投資一任口座に約3000万円を預けていた。Xは、2017年にこの金融商品を解約し、2018年8月当時、約3000万円の預貯金を有していた。

Xは、本件取引当時も、自宅において、母親と2人で暮らしていた。Xの弟Cは、定期的にXのもとに通っていた。2015年頃から、自宅は荷

物で山積みとなり、散らかっている状態となったことから、Xは、家族の勧めにより、2016年10月上旬に脳神経外科の物忘れ外来を受診した。Xの母親との同居は2019年3月下旬まで続いた。Xは、家庭裁判所により、保佐開始の審判が行われ、2018年9月上旬に同審判が確定し、保佐人として、Xの弟であるCおよび弁護士であるAが選任された。

Xは、2014年からYの営業するサロンに度々訪れており(XがYを知ったきっかけは不明)、そこで販売されている宝飾品を購入していた。Xは、購入に当たっては、店長のDから勧誘を受けていた。Xの取引履歴は、2014年5月下旬から2018年2月中旬まで少なくとも合計32回であり、支払金額にして合計約4800万円に及んでいる。

裁判所の判断

(1) 公序良俗違反、不法行為に関する判断

本件取引の対象となった商品の分量、回数、期間、本件取引当時のXの年齢、収入といった生活状況等に照らすと、客観的にみれば、本件取引は、Xにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であったと認められる。もっとも、売買取引が客観的に買主にとってその生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大なものであったからといって、当該取引が当然に公序良俗違反ないし売主の買主に対する不法行為を構成するものではない。売主であるYにおいて、本件取引が買主であるXにとってその生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であるのに、Xの判断能力が低下して自由な意思決定ができないがために、Yの勧誘に応じており、これにYが乗じているなど、その勧誘行為の態様に著しい不当性がある場合に、公序良俗に反し無効とされ、同勧誘行為が不法行為上も違法と評価されるものと解される。

Yにおいて宝飾品を売る場合、顧客がコーディネーターと呼ばれる担当者とともに商品を見て回り、気に入った商品を担当者が持つトレイに入れておき、その後、トレイに入った商品について、商談スペースにおいて値引き交渉などをして購入するかどうかを決め、支払方法を現金、クレジットカード決済、信販会社を通じた分割払いから選択したうえで、契約書を作成し、支払いが完了すれば商品の引き渡しを受けるといった流れとなっていたこと、Xが、2015年2月上旬、クレジットの申込書をYに提出したが、年収について、厚生年金および企業年金で合計500万円の税込年収がある旨申告したこと、Y代表者は、サロンに来るXに対して声をかけるなどして契約状況を把握していたとみられることなどからすると、Yは、Xの本件取引の状況を把握しており、本件取引が、高齢のXにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であることを認識していたと認められる。もっとも、Xの本件取引当時の収入や資産状況は、年金収入のある母親と2人で生活するには余裕があり、Xが本件取引により支払不能に陥るとか、その生活が困窮するというような状況にはなく、現に本件取引の間、Xが割賦代金の支払いを遅滞したという形跡も無い。

Xの本件取引当時の判断能力について検討すると、①2016年10月上旬に受けた診察以前の時点におけるXの判断能力を、医学的に直接証することができる証拠は存在しないが、Xは、アルツハイマー型認知症との診断を受けたものの、2016年10月時点のMMSE*1の結果は29点であり、②同年12月中旬および2017年11月中旬には、認知症高齢者の日常生活自立度において、ランクI(何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会内に^{およ}ほぼ自立している)との判定を受けたに過ぎないこと、③2018年8月上旬になって、自己の財産を管理・処分す

*1 時間・場所の見当識、即時・遅延記憶、注意(計算)、物品呼称、復唱、口頭命令指示、読字、書字、図式模写の設問に答えさせ、認知症の構成要件である記憶、失行、失認、視覚認知などを多角的に評価する手法

るには、常に援助が必要である(保佐相当)とされ、その根拠としては、見当識について障害がみられるときが多い、他人との意思疎通についてできないときもある、社会的手続きや公共施設の利用についてできないときが多い、記憶力について問題が顕著、脳の萎縮または損傷について著しい、長谷川式認知症スケール*2について24点、MMSEについて27点であったことが認められる。そうすると、本件取引当時のXの判断能力は、高額な取引をするのに必要な能力としては、ある程度低下していたものの、自由に判断する能力も残されていたというべきであり、実際に、Xは、2014年以降も、値下げ交渉をし、値下げ後の値段で購入するということがあったと認められること、支払方法や支払回数についてXが決めていたと認められること、本件取引の対象となっていた宝飾品は、デザイナーが1つ1つデザインするいわゆる「一点もの」であったことから、複数の物を購入することもあり得ることに照らすと、Xが自由に形成された意思に基づいて本件取引をしたといえる。そうすると、Yの勧誘行為の態様に著しい不当性があるとは認められないから、本件取引が公序良俗に反し無効とされ、同勧誘行為が不法行為上も違法と評価される旨のX原告の主張は、採用することができない。

(2) 消費者契約法による

取消しについての判断

改正消費者契約法施行日である2017年6月3日より前の本件取引は、回数にして合計29回、支払額は合計約4700万円であり、本件取引当時のXの年齢、収入といった生活状況や、100万円を超える売買取引がそのうち合計18回にも上ることなどにも照らすと、同取引の商品の分量、回数、期間は、既に、Xにとって通常想定される分量を著しく超えた過大な取引であったと認められる。そして、同日以後の本件取引

は、同日より前のものと同種の契約であることは明らかであり、Yにおいて、勧誘の際にXの購入履歴を認識していたことも認められる。したがって、(一連の取引のうち、改正消費者契約法施行後の)3件の取引について消費者契約法4条4項に基づき取り消される旨のXの主張は、採用することができる。

これに対し、Yは、本件取引の目的物はアクセサリー類であって、収集すること自体も目的の1つとなり得る「一点もの」であり、1つ1つ異なる価値を有する別個独立のものである、Xの資産状態等から過量ではない旨主張するが、本件取引の対象物が装身具として同一の性質を有することは明らかであり、これについて、その後有していた預貯金をはるかに超える額に上る取引をしていたことを踏まえると、過量であるといわざるを得ない。したがって、Yの主張は、採用することができない。

※()部分は、筆者が補足したもの



解説

(1) 事案の特徴

本件は、判断力の低下した高齢者の次々販売被害に関する事例である。消費者は持ち家で生活しており、退職金などの多額の資産があり、支払いの延滞は無く、購入した商品はいずれも宝飾品類である(裁判所の認定によれば、デザイナーがデザインした一点ものであるという。ただし、有名デザイナーではない模様)。取引形態は、消費者が販売業者のサロンに出向いて契約している店舗取引である。なお、消費者が販売業者を知った経緯やしばしばサロンを訪問していた事情については、もともと消費者が宝飾品を好んでいたためなのか、最初は何らかの勧誘があったためなのかなどの事情については本件では問題とされておらず判決では触れていないので、不明である。

*2 時間・場所の見当識、即時・遅延記憶、視覚性記憶、注意(計算、逆唱)、語の流暢(りゅうちょう)性に関する設問を通して、主に言語性を中心に認知症の罹患(りかん)を検査する手法



本件判決では、一連の取引内容について次のように詳細に認定したうえで、一連の取引全体として過量であること、販売業者は過量であることを認識し得たと認定している。本件取引の期間における各年の販売回数および金額は、2014年は合計5回で合計約590万円、2015年は合計9回で合計約1020万円、2016年は合計13回で合計約2500万円、2017年は合計4回で合計約700万円、2018年は1回で25万円である。本件取引のうち、高額な取引としては、2014年12月上旬のペンダント約210万円、2015年2月上旬のペンダント約240万円、9月中旬のペンダント約220万円、2016年1月下旬のペンダント約320万円、同年3月上旬のダイヤリング約280万円、同月中旬のネックレス約430万円、同年7月上旬のペンダント約600万円、同年10月中旬のリング約280万円、2017年1月中旬のペンダント約450万円などがある。

(2) 民法に関する判断

こうした事実認定に基づいて一連の取引が公序良俗違反および不法行為該当性については、次のように指摘した。

「売買取引が客観的に買主にとってその生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大なものであったからといって、当該取引が当然に公序良俗違反ないし売主の買主に対する不法行為を構成するものではない。売主であるY被告において、本件取引が買主であるX原告にとってその生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であるのに、原告の判断能力が低下して自由な意思決定ができないがために、Y被告の勧誘に応じており、これにY被告が乗じているなど、その勧誘行為の態様に著しい不当性がある場合に、公序良俗に反し無効とされ、同勧誘行為が不法行為上も違法と評価されるものと解される」。このような基準による判断は、**参考判例①**や**参考判例②**などこれまでの判例により形成された判断基準を踏襲したものである。

そのうえで、当該消費者について判断能力の

低下は認められるとしつつも、自由な意思決定ができなかったとは認められないとして、公序良俗違反および不法行為該当性については否定した。

(3) 消費者契約法に関する判断

一方、消費者契約法の過量販売取消制度の施行後に締結された3件の契約につき、過量販売取消しを認めた。消費者契約法では「事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のもを目的とする消費者契約(同種契約)を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み^{また}又はその承諾の意思表示をしたときも、同様とする」と定めており、これはいわゆる次々販売にも過量販売取消の適用がある旨を定めたものである。取消対象の契約の勧誘時点で要件を満たしていれば足りるので、過量販売取消制度の施行前の次々販売による契約により購入した累積商品なども過量の判断に当たっては計算されることになる。また、取消しされた3件の契約は、本件一連の取引の中ではいずれも100万円に満たない比較的少額なものであるが、次々販売による一連の取引の累計が過量であれば、取消対象の契約そのものの契約金額が高額である必要は無いとした点も参考になる。

過量販売の取消しを認めた初めての判決であり、次々販売に関する事例の救済に当たり参考になる。

参考判例

- ① 津地裁平成26年9月29日判決(『消費者法ニュース』第102号341ページ)
- ② 東京地裁令和2年1月29日判決(『消費者法ニュース』第124号303ページ)